

◎新潟県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字中谷内字関屋川原 485 番 1 から 同市大字西中字経塚 1138 番 1 まで	新	(A) 3.6～27.0メートル	1453.3メートル
糸魚川市大字中谷内字関屋川原485番 1 から 同市大字西中字経塚1138番 1 まで		(B) 5.9～31.8メートル	1440.8メートル
糸魚川市大字中谷内字川原田1242番 1 から 同市大字西中字経塚1138番 1 まで		(C) 10.8～57.6メートル	1434.8メートル
糸魚川市大字中谷内字関屋川原 485 番 1 から 同市大字西中字経塚 1138 番 1 まで	旧	(A) 3.6～27.0メートル	1453.3メートル
糸魚川市大字中谷内字関屋川原 485 番 1 から 同市大字西中字経塚 1138 番 1 まで		(B) 5.9～31.8メートル	1440.8メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。